

随意契約結果(業務委託)

様式13

| No. | 案件名称 | 委託種目 | 契約の相手方 | 契約金額(税込) | 契約日 | 根拠法令 | 随意契約理由 (随意契約理由番号) | WTO |
|-----|---|------|----------------------|------------|-----------|-----------------------|----------------------|-----|
| 1 | 大阪市鶴見区における新たな地域コミュニティ支援事業 | その他 | 一般財団法人大阪市コミュニティ協会 | 16,064,000 | 平成28年4月1日 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | G5 | — |
| 2 | 鶴見区学校を利用した地域コミュニティ育成事業 | その他 | NPO法人榎本地域活動協議会 | 2,980,000 | 平成28年4月1日 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第5号 | G2 | — |
| 3 | コミュニティ育成事業 | その他 | NPO法人 大阪鶴見ええまちネットワーク | 8,122,000 | 平成28年4月1日 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | G5 | — |
| 4 | 大阪市立鶴見区民センター管理運営業務 | その他 | 大阪ガスビジネスクリエイト株式会社 | 62,527,421 | 平成28年4月1日 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | G5 | — |
| 5 | 住民主体の地域福祉ネットワーク活動推進事業 | その他 | 社会福祉法人 大阪市鶴見区社会福祉協議会 | 29,996,616 | 平成28年4月1日 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | G2 | — |
| 6 | 鶴見区広報紙「広報つるみ」(平成28年5月号～平成29年4月号)企画・編集業務 | デザイン | 株式会社アド・エモン | 3,521,232 | 平成28年4月1日 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | G5 | — |
| 7 | 鶴見区広報紙「広報つるみ」(平成28年4月号～平成29年3月号)全戸配布業務 | その他 | 株式会社ダイコク | 6,674,400 | 平成28年4月1日 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | G5 | — |
| | | | | | | | | |

平成 27 年度鶴見区契約事務審査会会議資料

平成 28 年 1 月 12 日

【議案】平成 28 年度大阪市鶴見区における新たな地域コミュニティ支援事業業務委託にかかる公募型プロポーザルについて

1 当該事業の目的、概要

大きな公共を担う活力ある地域社会づくりに向けて、「地域活動協議会」の自律運営に取り組む地域への支援を行うため、地域の各種団体の人材育成や財源確保を支援し、様々な団体の活動情報を幅広く発信するとともに、連携・協働のための橋渡しの役割を担う中間支援組織に対して業務委託を行うものである。

2 公募型プロポーザル方式を採用する理由

事業を実施するにあたっては、

- ・幅広い世代の住民の地域活動への参加、地域における担い手の発掘や人材育成への助言・指導
- ・多様な地域活動との連携・協働に向けたネットワークづくりへの助言・指導
- ・自主財源の獲得に向けた情報提供や申請等手続きの助言・指導
- ・地域活動協議会の事務局機能充実にに向けた支援
- ・会計の透明性確保に向けた助言・指導
- ・地域の情報発信に係る助言・指導
- ・地域活動協議会が行政の委託事業を受注するためや地域課題をビジネス手法で解決するための助言・指導
- ・NPO 等法人化に向けた情報提供や申請手続きの助言・指導
- ・区内の地域活動協議会等の情報交換や連携の促進

など、支援内容が多岐に渡ることに鑑み、地域活動協議会の自律に向け、様々な創意工夫が必要である。

よって、定められた仕様書によって価格のみで判断する競争入札方式ではなく、事業者の自由な発想による企画提案に対する評価と価格面を総合的に判断する必要があることから、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号「その性質又は目的が競争入札に適さないもの」に該当するため、公募型プロポーザル方式を採用する。

特名理由書

【事業名】 平成28年度 学校を利用した地域コミュニティ育成事業

【委託先】 鶴見区内各地域活動協議会

【特名理由】

本事業の遂行にあたっては、各事業が極めて密接に地域と関わる内容であることから、円滑かつ効率的に実施するためには、地域住民が自主的・主体的に取り組むことが肝要であり、地域の実情・実態を踏まえた管理運営を行う必要がある。

「地域活動協議会」は地域活動団体、学校・PTA、企業など、地域に属する様々な活動団体が連携した準行政的な機能を果たす連合組織である。

地域活動協議会は本事業の目的に照らし、その目的を達成するための唯一の団体であり、地域社会が主体となった地域コミュニティ育成を推進する本事業を行ううえで十分な素質を備えると判断する。あわせて、本事業は、校区内の競争や、民間組織と競争する性質のものではないため、本件の契約は、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号「その性質又は目的が競争入札に適しないもの」に該当することから、鶴見区内各地域活動協議会を特名し、随意契約を締結することとする。

《参考》

本事業は2事業（鶴見区生涯学習ルーム事業・鶴見区学校体育施設開放事業）から構成。

鶴見区生涯学習ルーム事業は、生涯学習推進のため、小学校の特別教室等諸施設を活用し、地域住民の自主的な文化・学習活動・交流活動を行う事業である。

鶴見区学校体育施設開放事業は、小・中学校の体育施設を利用し、継続的にスポーツ活動を行う中で、住民の健康・体力の維持増進、生涯スポーツの振興を図る事業である。

【担当】 地域活動支援課（こども・教育担当）

平成 27 年度鶴見区契約事務審査会会議資料

平成 28 年 1 月 25 日（月）

【議案】平成 28 年度鶴見区コミュニティ育成事業業務委託にかかる公募型プロポーザルについて

1 当該事業の目的、概要

鶴見区におけるコミュニティづくりを推進するためには、地域活動団体、NPO等をはじめとした市民活動団体、企業等（以下「地域の各種団体」という）と協働し、事業企画運営に関わっては、地域活動団体等の代表者で構成される鶴見区コミュニティ育成事業実行委員会と十分に連携をとり、企画段階から住民ニーズを把握し、多様な協働による住民主体のコミュニティ活性化のための各種事業を実施することが重要である。

区民及び地域の各種団体とも協働しながら、わがまち意識・ふるさと意識を高め、心のふれあう豊かで明るいまちづくりをめざして全区民を対象に実施するものである。

※業務委託の概要については募集要項（別紙 1 仕様書）参照

2 公募型プロポーザル方式を採用する理由

事業を実施するにあたっては、区民や地域の各種団体と協働し、企画段階から積極的に区民のニーズを取り入れるなど、区民主体のコミュニティ活性化の成果をより一層高めるための様々な創意工夫が必要である。

よって、定められた仕様書によって価格のみで判断する競争入札方式ではなく、事業者の自由な発想による企画提案に対する評価と価格面を総合的に判断する必要があることから、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号「その性質又は目的が競争入札に適さないもの」に該当する。

特命随意契約理由

1 案件名称

「住民主体の地域福祉ネットワーク活動推進事業」における業務委託

2 契約相手方

社会福祉法人 大阪市鶴見区社会福祉協議会

3 随意契約理由

「住民主体の地域福祉ネットワーク活動推進事業」は、平成 25 年度より取り組みを開始した「鶴見区地域有償ボランティア育成事業」における有償ボランティア派遣制度「まちの支えあい活動」（通称「あいまち」）と、平成 27 年度より実施している「つるみ地域つなげ隊推進事業」をさらに拡充・発展させ、地域の福祉活動を支援するとともに、新たな地域福祉の担い手の発掘と育成を行うことで、今後の地域包括ケアシステムに対応しうる基盤づくりとして地域力を向上させ、住民主体の福祉コミュニティづくりの推進を図る事業である。

社会福祉法人大阪市鶴見区社会福祉協議会（以下、区社協と言う）は、地域福祉活動のエキスパートとして専門性を有しており、すでに地域との信頼関係が構築されている。その上、「鶴見区地域有償ボランティア育成事業」は過去 3 年間、「つるみ地域つなげ隊推進事業」は 1 年間、鶴見区からの委託事業として区社協が受託し、実践してきた経験があり、制度運用のノウハウや地域住民である会員等との信頼関係は他に代えられないものである。（「つるみ地域つなげ隊推進事業」は区社協と特命随意契約を実施。）

さらに、区社協は福祉局事業である「地域における要援護者見守りネットワーク強化事業」における「見守り相談室」及び「生活支援コーディネーター事業」も受託しており、また、要援護者名簿を管理している。そのため本事業を区社協に委託することで、これらの事業と連携を図りやすくなり、より一体となって効果的な支援を行うことができる。

以上の観点から、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号により、区社協を相手とし、特命随意契約を行う。

※なお、区社協は、ネットワークづくり等地域福祉に関する豊富なノウハウと実践経験を持っていることから、平成 26 年 4 月に鶴見区との間に地域福祉活動の支援にかかる連携協定を締結しており、協働して地域福祉の推進を図っている実績がある。

4 担当

鶴見区役所保健福祉課 古田 幸子

平成 27 年度鶴見区契約事務審査会会議資料

【議案】平成 28 年度鶴見区広報紙企画編集業務委託にかかる公募型プロポーザルについて

1 当該事業の目的、概要

鶴見区広報紙「広報つるみ」は毎月 1 日に発行しており、区民の方に区の施策やお知らせ・イベント等の情報を発信する広報媒体として非常に重要な意味を持っている。

発行 53,500部/月

鶴見区内の各世帯・事業所の全戸に（毎月 1 日～4 日）4 日間で配布

鶴見区役所、鶴見図書館、鶴見区民センターを始め、鶴見区内の地下鉄駅構内、地下鉄門真南駅、JR 放出駅、イオンモール鶴見緑地、三井アウトレットパークなどに配架
業務委託の概要については別紙仕様書参照

2 公募型プロポーザル方式を採用する理由

広報紙作成に伴う企画・編集（広報紙のデザイン）については、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号「その性質又は目的が競争入札に適さないもの」に該当する。

平成 27 年度鶴見区契約事務審査会会議資料

【議案】平成 28 年度地域課題解決型鶴見区広報紙「広報つるみ」 配布業務委託にかかる公募型プロポーザルについて

1 当該事業の目的、概要

鶴見区広報紙「広報つるみ」は毎月 1 日に発行しており、区民に区の施策やお知らせ・イベント等の情報を発信する広報媒体のひとつとして非常に重要な意味を持っている。

発行 53,500部/月 全戸配布部数 51,500部/月

大阪市内においては、少子・高齢化が一段と進行する一方で、少人数世帯・高齢単身世帯の増加、マンションなどの共同住宅の増加といった地域コミュニティを取り巻く社会環境の変化等により、人と人とのつながりの希薄化が進行している。

鶴見区役所では、このような中、地域社会の基盤である地域コミュニティを再生させることが何よりも大切であり、これまで培われてきた人と人とのつながりや絆を礎にしながら、若い世代やマンション住民など、より幅広い住民が参加し、隣近所での「声かけ」、「見守り」、「助け合い」、「支えあい」といった身近な地域の中で地域課題等の解決に取り組む、豊かなコミュニティをめざす必要があると考えている。

また、区広報紙「広報つるみ」は、平成 26 年度より、新聞折込の配布方法から区内の全世帯・事業所への全戸配布に変更した結果、「区役所が実施している広報で必要とする情報が入手できている」と回答した区民の割合は上昇した（※注）が、区政・市政情報に関心度の薄い区民の意識を高め、さらに広報紙の認知度も向上させる取組みが必要であると考えている。

※区民 1,500 名を無作為抽出して実施した区民アンケート結果 H25 39.0%、H26 63.6%

このような状況から、平成 28 年度は、広報紙の全世帯・事業所への配布業務を活用し、地域が抱える課題解決による地域コミュニティの活性化と広報紙の認知度向上をめざした広報紙全戸配布を、公募型プロポーザルにより企画提案を求め実施する。

業務委託の概要については別紙仕様書参照

2 公募型プロポーザル方式を採用する理由

地域課題解決型広報紙の配布業務については、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号「その性質又は目的が競争入札に適さないもの」に該当する。